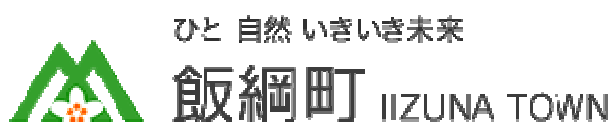


# 飯綱町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和4年1月



# 目 次

## はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の町計画との関係・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 避難施設の耐震化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・ 26
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・ 26
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・ 26

## 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震被害想定等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 パンフレットの作成及び配布並びに情報の提供・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 町内会等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 7 各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 29

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

別表1、2、3、4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31～35

## はじめに

### 1 計画の目的

飯綱町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

### 2 本計画の位置づけと他の町計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示184号、以下「国基本方針」という。）、「長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」（以下「県計画」という。）及び平成28年3月に策定した「飯綱町耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」（以下「旧計画」という。）を踏まえて策定しています。また、本町における関連計画（飯綱町地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

#### ◎「飯綱町地域防災計画」第3編 震災対策編 <抜粋>

##### 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり

##### 第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、町は、防災計画の基本的な考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

##### 第2 地震に強いまちづくり

##### (2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

#### ◎「飯綱町公共施設等総合管理計画」

限られた財源を有効に活用し、行政サービスを維持していくため、施設総量を圧縮していくための指針として、平成28年3月に策定されました。この中で、公共施設の耐震化の実施方針についても定められています。

### 3 計画期間等

本計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、国・県の基本方針や旧計画の結果を踏まえ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

### 4 耐震化の必要性

#### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人名が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



H23.3  
長野県北部地震



H23.6  
長野県中部地震



H26.11  
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして、位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

① 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ロ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(ハ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

② 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を

一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等の平成27年度末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

イ 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表等の建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

### ③ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に付属する組石造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住宅

ア 戸建ての住宅

イ 長屋建て住宅、共同住宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

### (3) 要安全確認計画記載建築物

### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

（特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

- ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
- ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では飯綱町の建築物を対象としています。

本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

## 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。(表1、図)

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生確率は、最も高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。(表2)

(表1) 想定震源の位置と大きさ

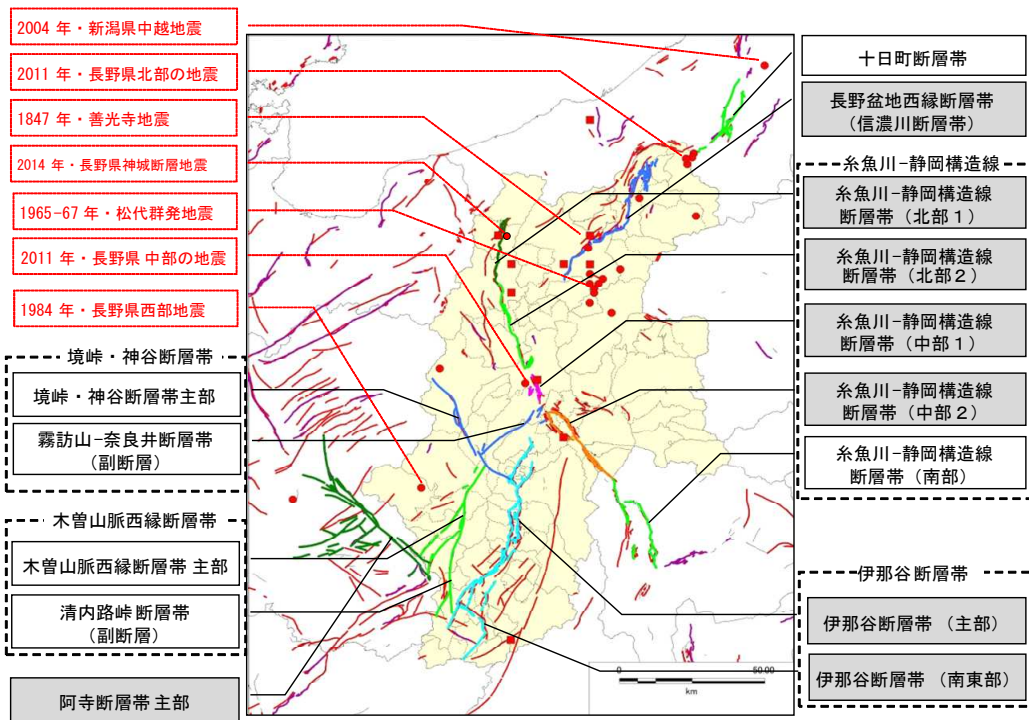
地震名		震源諸元	参考モデル	長さ (km) (※1)	マグニチュード (※1)		備考
内陸型 活断層型 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線活断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	----	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	----	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	----	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

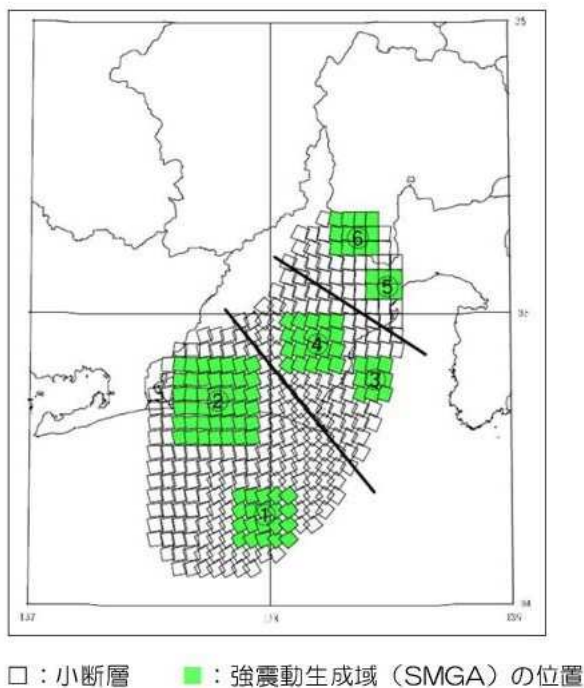
※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特設の機関。本部長(文部科学大臣)と本部長(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



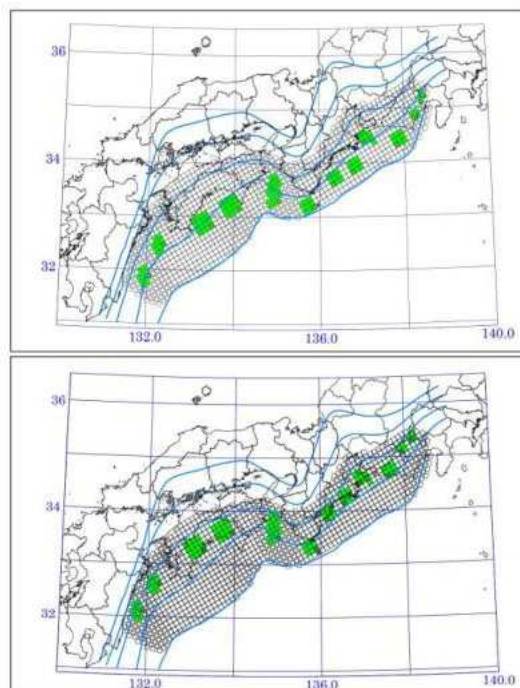


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1) 長野県の活断層の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



(図2) 想定東海地震の断層モデル中 中央防災会議



(図3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル内閣府 (上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表2) 発生が予想される地震に係る見解等

諸元 想定地震名		震源	国等の見解・公表	計測深度等の予測(※3)
内陸型 活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に深度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線活断層帯の地震		30年以内の地震発生確率はほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
				(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に深度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
				(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震		30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		30年以内の地震発生確率はほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		30年以内の地震発生確率は0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震		東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていないことから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震		30年以内の地震発生確率は70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R3.1 地震調査研究調査推進本部による。

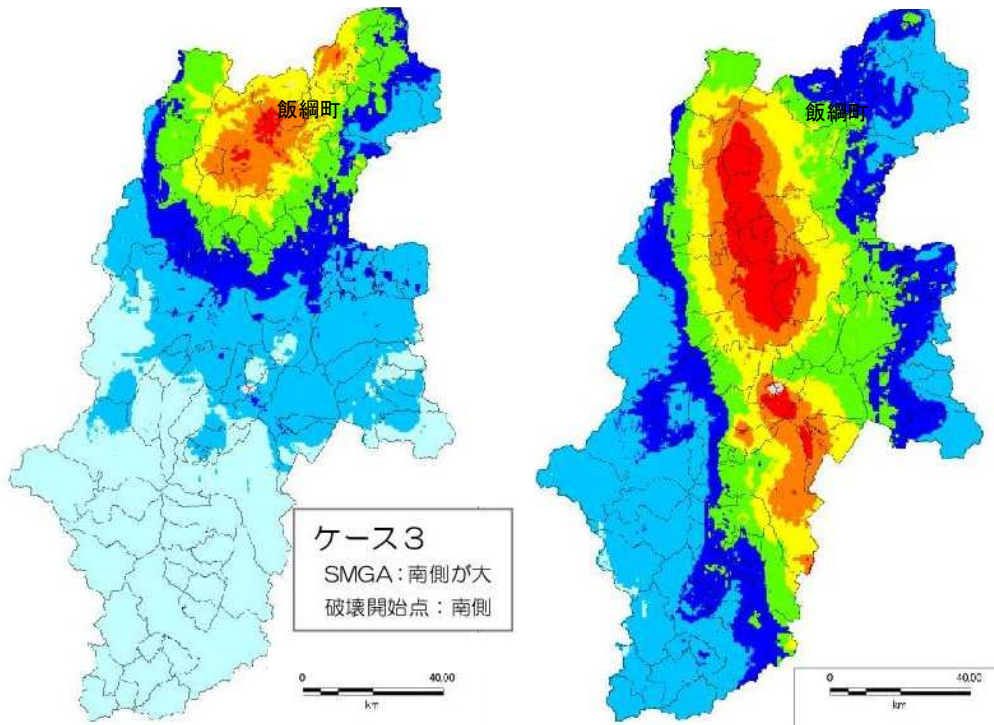
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、自信を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測深度（地表面）は以下に示す図4から図13のとおりとなります。

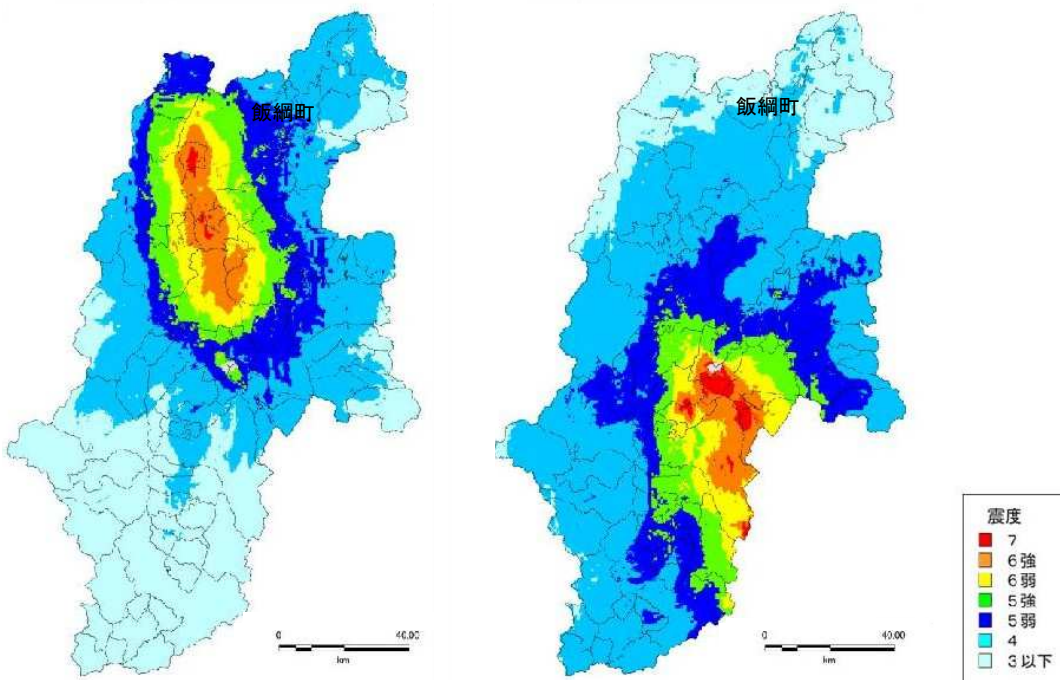
(1) 内陸型（活断層型）地震の地表深度分布（※5）

※5 建築物被害が最大のケースを示す。



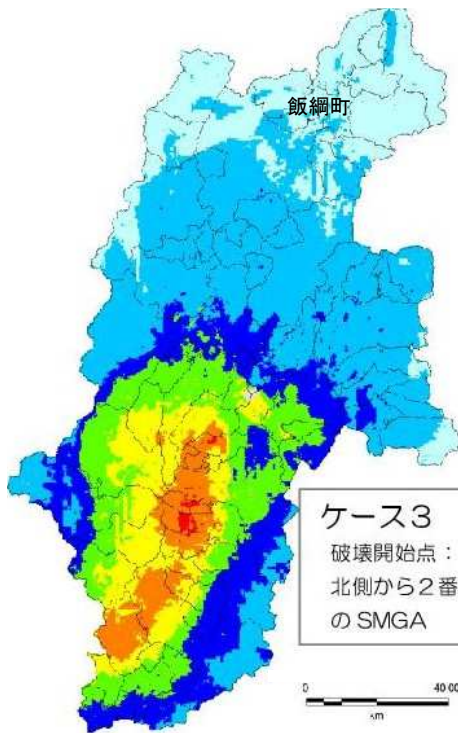
(図4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表深度分布

(図5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表深度分布 (全体:Mj8.5)

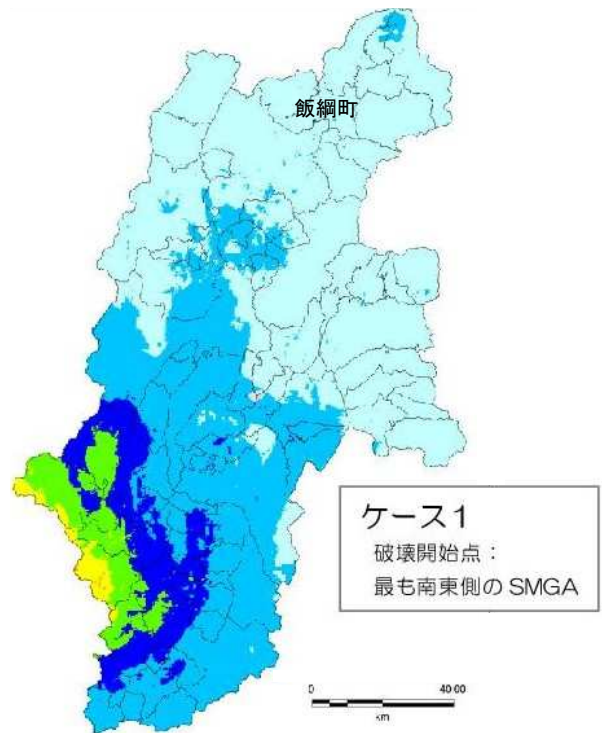


(図6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表深度分布 (北側:Mj8.0)

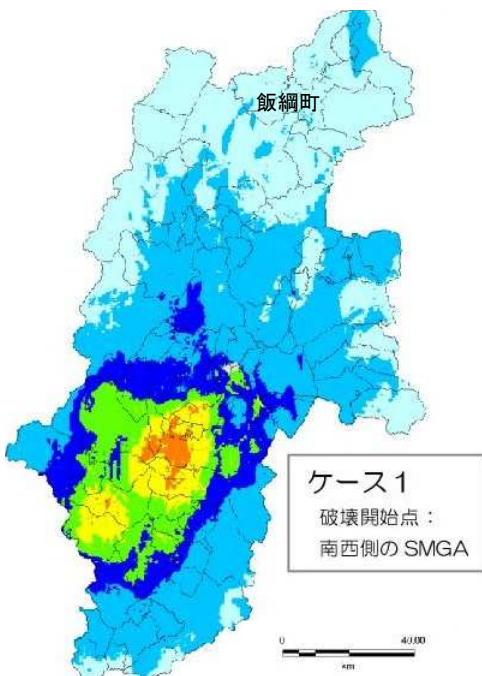
(図7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表深度分布 (南側:Mj7.9)



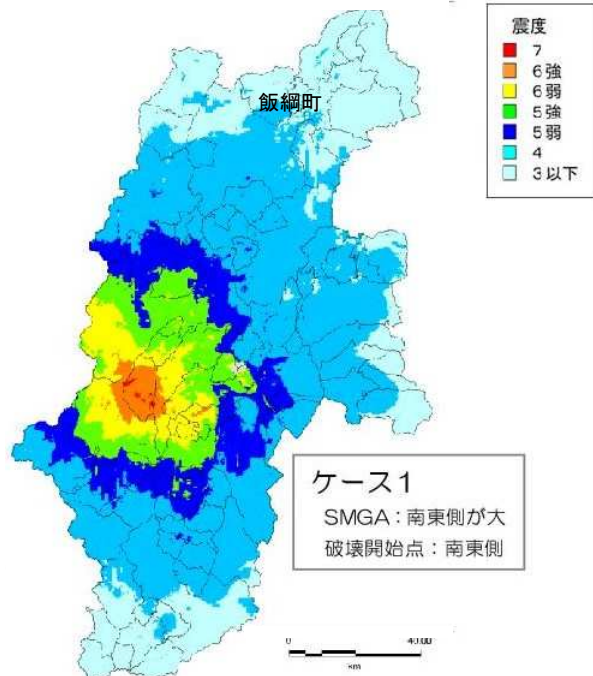
(図 8) 伊那谷断層帯（主部）の地震（Mj8.0）の地表深度分布



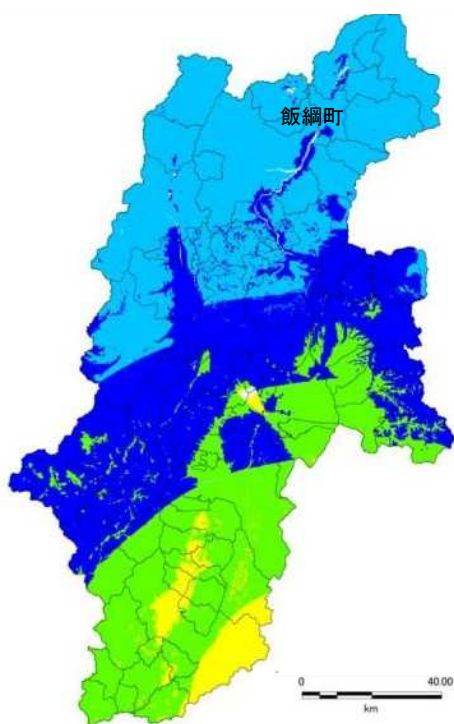
(図 9) 阿寺断層帯（主部南部）の地震（Mj7.8）の地表深度分布



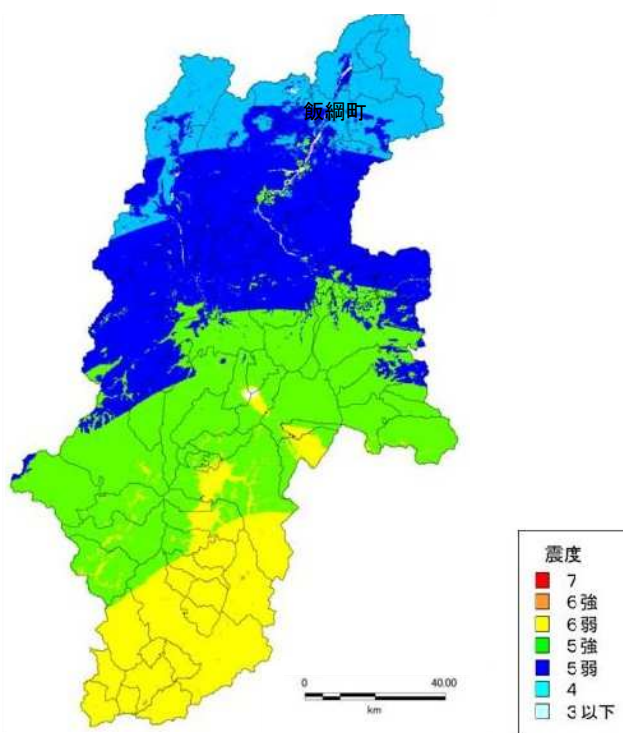
(図 10) 木曾山脈西内断層帯（主部北部）の地震（Mj7.5）の地表深度分布



(図 11) 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（Mj7.6）の地表深度分布



(図 12) 経験的手法（距離減衰式）による想定東海地震の地表深度分布



(図 13) 経験的手法（距離減衰式）による南海トラフの巨大地震の地表深度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表3及び表4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも、町内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表3) 被害想定 (建築物以外)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線 活断層帯の地震	全体	-----	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	-----	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	-----	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	47,370
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震		-----	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-----	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-----	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

(表4) 被害想定 (人的被害)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所避難数
内陸型 活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,320)	83,880
	糸魚川-静岡構造線 活断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,190
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

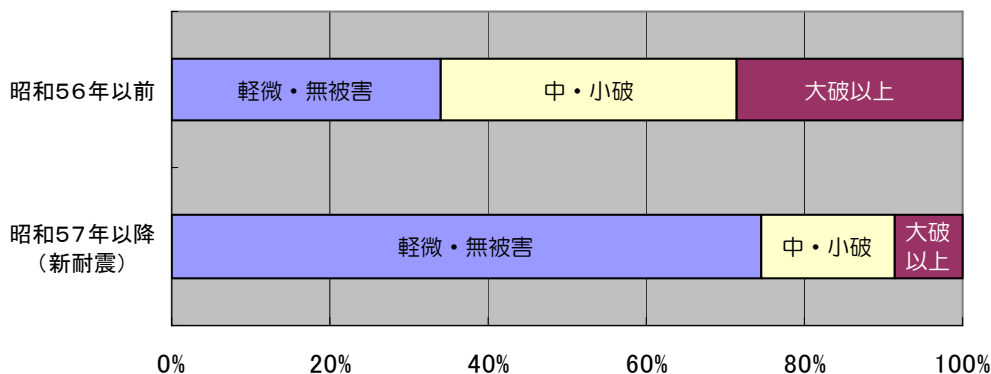
- ※ 建物被害が最大となるケースを示す。
- ※ 観光客を考慮した場合。
- ※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

## 1 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものは約2/3に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

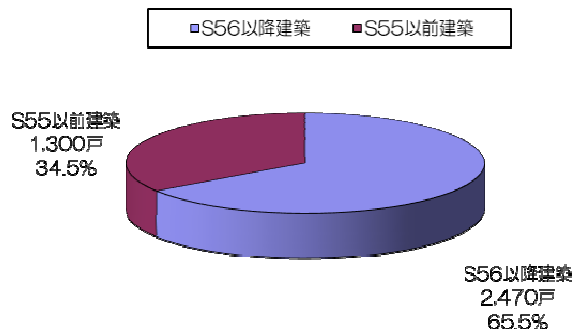


（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

### (2) 建築時期別の住宅の状況等

長野県で取り纏めているデータを基に、本計画の対象とする住宅総数を推定したところ、町内の住宅総数は、3,770戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、1,300戸で全体の34.5%を占めています（表5）。

《建築時期別住宅の戸数》H30



（表5）建築時期別住宅戸数 （単位：戸）

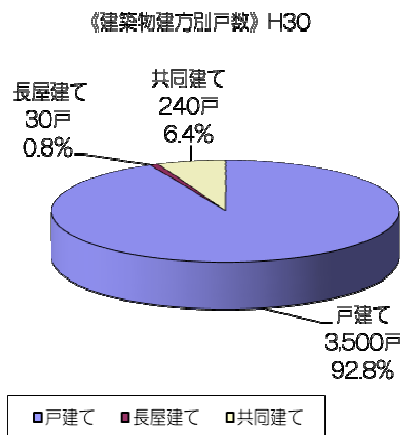
住宅総数	3,770
うち昭和55年以前建築	1,300 (34.15%)
うち昭和56年以降建築	2,470 (65.5%)

※ 住宅総数は、県の耐震改修促進計画で用いる推計方法から、市別の耐震化率及び町村部の耐震化率を簡易的に推計しました。

町内の住宅を建方別にみると、全体の92.8%を占める戸建ての36.2%が昭和55年以前に建築されています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が33.3%となっていますが、構成比が低いため、住宅総数に対する割合は0.8%と低くなっています。

一方、共同建ては比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は8.3%となっています(表6)。



(表6) 建築物建方別戸数 (単位: 戸)

	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数に対する割合	住宅数に対する割合
戸建て	3,500	92.8%	1,270	36.2%
長屋建て	30	0.8%	10	33.3%
共同建て	240	6.4%	20	8.3%
計	3,770	100%	1,300	34.5%

持ち家は3,500戸であり、全住宅に占める割合は92.8%で、そのうちの3割強が昭和55年以前に建築されています(表7)。

(表7) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位: 戸)

	住宅戸数	うち昭和55年以前建築戸数	
		住宅戸数	住宅数に対する割合
戸建て	3,500	1,270	36.3%

また、町では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成18年度から、「飯綱町住宅・建築物耐震診断事業」を実施してきました。診断を実施した住宅は475戸で、令和3年度以降もさらに耐震改修を促進する予定です(表8)。

(表8) 耐震診断・改修の実績 (単位: 戸)

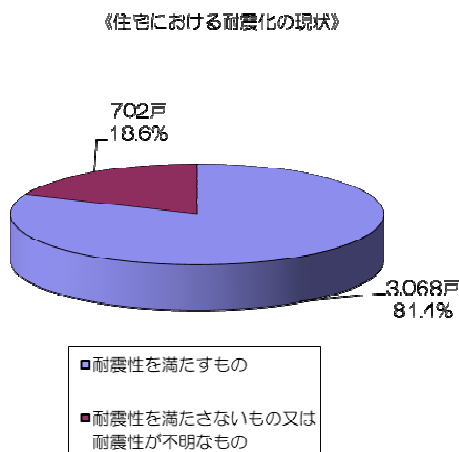
耐震診断	H18~H27	H28	H29	H30	R元	R2	合計
住宅	470	1	1	1	1	1	475
避難施設	6	0	0	0	0	0	6
耐震改修	5	0	0	1	0	0	6

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数  
避難施設は、平成18年度から診断を行っています。



### (3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 3,068 戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で 81.4%と推計されます（表9）。



(表 9) 耐震診断・改修の実績

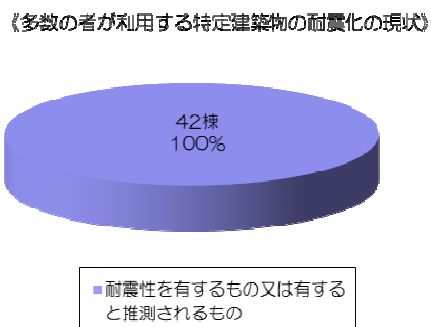
(単位：戸)

住宅総数 (a)	3,770
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,068
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>81.4%</b>
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	2,470
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1,300
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	452
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	146
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	702

(飯綱町独自で推計)

### (4) 多数の者が利用する特定建築物（別表 1 参照）の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する特定建築物は 42 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築された 1 棟と昭和 57 年以降に建築された 41 棟を加えた、42 棟はすでに耐震改修工事が完了しています。よって、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 100%となっています（表 10、11）。



(表 10) 特定建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

特定建築物総数 (a)	42
耐震性を満たすもの (b=d+f)	42
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>100%</b>
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	41
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	1
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	1
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

※ 公共建築物を含む。

(表 11) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位: 棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所(庁舎 等)、保健所 等公益的な 施設	学校(幼稚園 を除く)、 体育館	病院、 診療所	幼稚園、 保育園、 老人ホーム、 その他の社 会福祉施設	ホテル、 旅館、工場共 同住宅(賃貸) 等	
平成 27 年における 棟総数 (a)	5	5	4	13	15	42
耐震性を満たすもの (b=d+f)	5	5	4	13	15	42
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和 57 年以降に建築 された棟数 (d)	5	4	4	13	15	41
昭和 56 年以前に建築 された棟数 (e)	0	1	0	0	0	1
耐震性を有している もの又は有すると推 測されるもの (f)	0	1	0	0	0	1
耐震性がないもの又 はないと推測される もの (g)	0	0	0	0	0	0

### 3 耐震改修等の目標の設定

#### (1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の8年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替等に伴う更新」という。）。

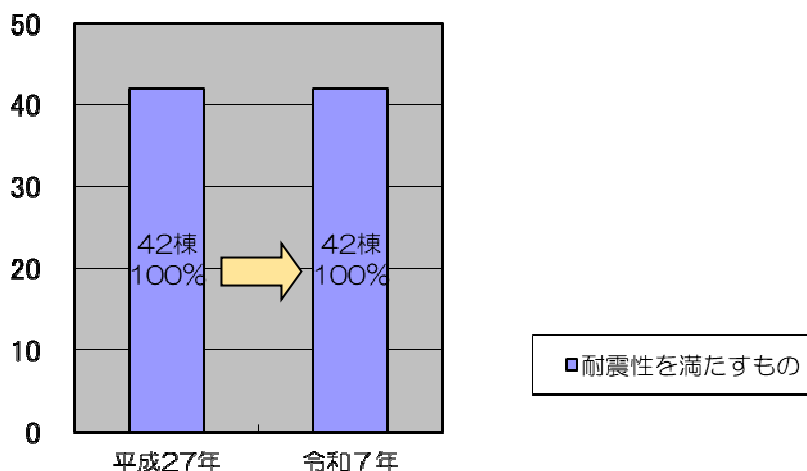
これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します（表12）。

（表12）建替等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計（単位：戸）

	平成27年	令和7年
住宅の総数 (a)	3,770	3,700
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,081	3,407
耐震化率 (c=b/a)	81.4%	92.1%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	2,470	2,483
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1,300	1,217
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	452	423
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	146	501
耐震性が不十分なもの (h)	702	293

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の令和7年時点における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を推計します（表13、14）。

《建替等に伴う更新による令和7年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計》



(表 13) 建替等に伴う更新による令和7年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計  
(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成27年における棟総数（a）	5	5	4	13	15	42
令和7年における総棟数（推計値）（b）	5	5	4	13	15	42
耐震性を満たすもの（c=e+g）	5	5	4	13	15	42
耐震化率(d=c/b)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和57年以降に建築された棟数（e）	5	4	4	13	15	41
昭和56年以前に建築された棟数（f）	0	1	0	0	0	1
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（g）	0	1	0	0	0	1
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	0	0	0	0	0	0

## (2) 耐震化率の目標の設定及び維持

国の基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和7年までに少なくとも95%にするとともに、令和7年まで耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」ことを目標としていること及び県計画の耐震化率の目標並びに本町において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、町内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における住宅の耐震化率の目標及び多数の者が利用する建築物の維持について、以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を93%とします。

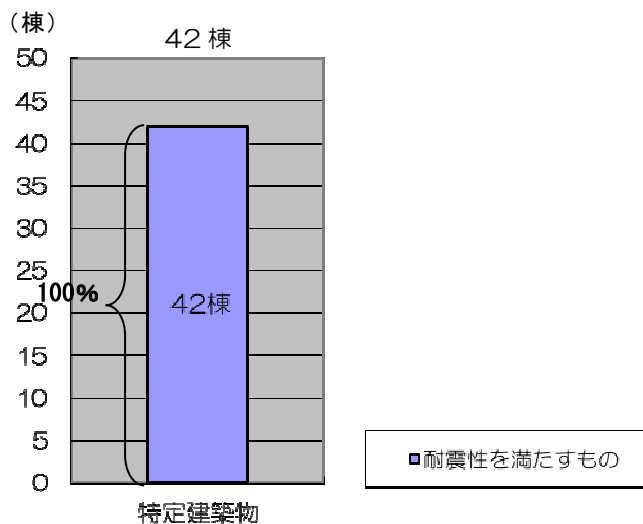
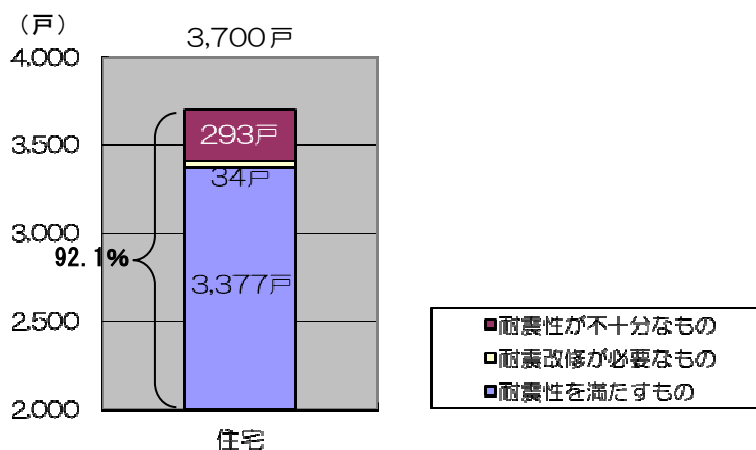
イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率100%を維持します。

住宅の建替え等がこのままの状態での推移した場合、建替え等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率は約92.1%となる見込みです（表14）。また、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は100%です（表14）。

多数の者が利用する特定建築物は、旧計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより、耐震化率の目標が達成できました。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、町民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては、34戸の耐震改修が必要になります（表14）。

《今後令和7年までに耐震改修が必要となる戸数・棟数》



(表 14) 令和7年における住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標及び維持

	住 宅 (戸)	多数の者が利用する 特定建築物 (棟)
平成27年における総数(a)	3,770	42
耐震性を満たすもの(b)	3,081	42
耐震化率(c=b/a)	81.4%	100%
令和7年における総数の推計値(d)	3,700	42
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による)(e)	3,407	42
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率(f=e/d)	92.1%	100%
住宅の目標(90%)及び特定建築物(95%)を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある戸数(g)	3,441	42
令和7年までに耐震改修が必要な数(h=g-e)	34	0
令和7年における耐震化率の目標(i=g/d)	93.0%	100%

### (3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体(民間又は公共)に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する特定建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、そのそれぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します(表15)。

I	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II	災害時に避難施設となる建築物	100%
III	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
IV	被災時要援護者が利用する建築物	100%
V	その他の建築物	100%

## 4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち町有施設(以下「町有施設」という。)にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 町有施設の耐震化の基本方針

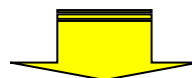
町有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物(以下「災害拠点施設等」という。)に関し、現状の耐震化率を維持していきます。

(2) 町有施設の耐震化の現状と維持

現在、町有施設のうち災害拠点施設等(町営住宅を除く。以下同じ。)は29棟あり、昭和56年以前に建てられたものが1棟で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは1棟あり、昭和57年以降に建てられた28棟を含め29棟すべてが耐震性を有しており、現状での耐震化率は100%です(表15)。

(表15) 町有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標 (単位:棟)

建築物の分類	本庁舎、支所庁舎、消防署等	小中学校、体育館	病院、診療所	社会福祉施設等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	5	5	4	0	15	29
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	5	5	4	0	15	29
	耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	—	100%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	5	4	4	0	15	28
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	0	1	0	0	0	1
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	0	1	0	0	0	1
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	0	0



令和7年以降の耐震化率の目標	100%
----------------	------

(3) 公営住宅(町営住宅)の耐震化の現状

町有施設のうち町営住宅は、堰下団地2棟4戸、扇平団地1棟1戸、赤塩団地2棟2戸、普光寺団地2棟2戸、栄町団地1棟2戸、栄町橋詰団地1棟2戸計6団地9棟13戸を管理しています(令和3年12月31日現在)。全て昭和57年以降に建設されているため、新耐震基準を満たしています。

今後建設される町営住宅についても、耐震性については十分な検討を行うものとします。

(4) 耐震診断結果の公表等

町有施設にあつては、耐震化の状況を、別途町のホームページ等で公表することとします。

5 避難施設の耐震化について

町の災害時避難場所として指定された施設には、前出の「多数の者が利用する特定建築物」や公共建築物に該当しないものがあります。

具体的には、地区公民館・集会所や各種センターなどが該当します。

これらの耐震診断や耐震改修も、本計画に合わせて順次進めていくこととします。



## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図14）

##### ア 住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、県内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

##### イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

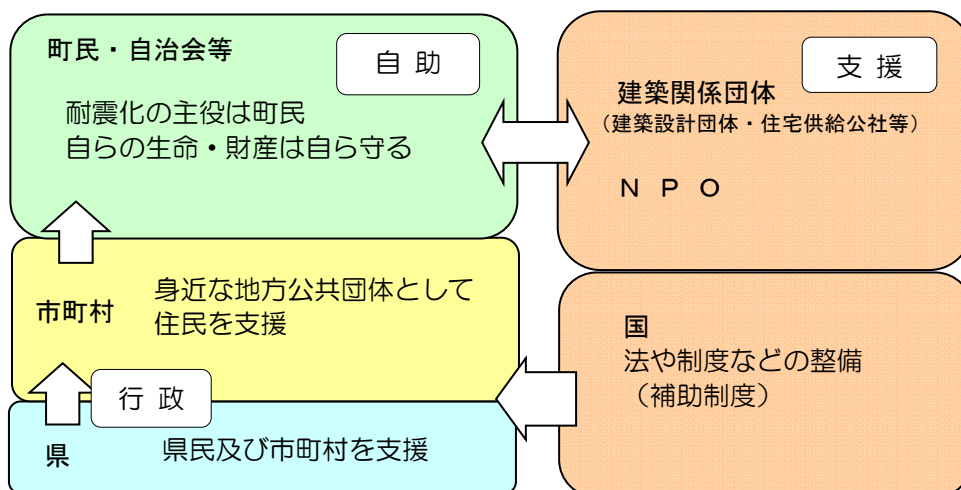
##### ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、耐震化に関する普及や啓発活動を行うとともに、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築等の必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

##### エ 長野県

県は所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図 14) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 補助事業等の実施

#### ア 住宅に関する支援

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 19 年度から、「飯綱町住宅耐震診断事業」(補助事業)を実施してきました。町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます(表 16)。

(表 16) 事業の概要 (令和 2 年度現在)

区分	耐震診断	耐震改修(補強)
対象建築物	◇昭和 56 年以前の住宅 ◇避難施設となる建築物	
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修(補強)工事に要する経費に助成
補助対象経費	◇簡易診断 6.5 万円/戸	100 万円/戸
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/8 所有者 : 2/4

#### イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、町で耐震を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

### ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修をしやすいとするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められています。「長野県建築物構造専門委員会」や「(一財)日本建築防災協会」により評価された、新たな耐震補強工法(耐震金物)等についても検討いただくよう、実施の際は町民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます(表17、別表2)。

(表 17)

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等 (R2.4.1 現在)	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法	
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法	
	その他の耐震補強工法等	3件

### エ 多数の者が利用する特定建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する支援制度を検討します(表 18)。

(表 18) 支援事業の枠組み

住宅	木造戸建て		共同建て	地震被害軽減対策
	診断 改修	飯綱町住宅耐震診断事業		家具の転倒防止対策
住宅以外の建築物	多数の者が利用する建築物に対する支援(検討)			
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援(検討)			

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

#### (1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

#### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、町に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

#### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

##### 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

#### 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、地区センター及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館その他防災上特に重要な建築物。
- 木造住宅
- 耐震改修促進法の特定建築物
- 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等

#### 6 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（1次・2次）を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進することとします。

また、法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定については、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、対象市町村や関係部局と調整のうえ、引き続き検討を行います（表19）。

（表19）地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路 （法第5条第3項第3号）	総延長（km）
長野県地域防災計画に定める緊急輸送路（1次・2次）	約2,459km

#### 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します（表20）。

（表20）事業の概要

区 分	【事業名】概 要	補 助 率			
		国	県	市町村	
危険住宅の移転等 除却、新築・移転先 の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建替えの促進	1/2	1/4	1/4

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

#### 1 地震被害想定等の周知

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、国、県と連携し、地震に関する被害想定等を周知していきます。

また、地盤崩壊の危険性、避難の困難さ等の有無を周知し、建築物の所有者の意識啓発を図ります。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を合わせて行うことを推進します。

#### 3 パンフレットの作成及び配布並びに情報の提供

本計画期間内に新耐震基準以前（昭和56年以前）に建設された住宅については、全ての住宅について耐震診断を実施できるように、住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、耐震化に関する情報の提供を行います。

また、「飯綱町住宅耐震診断事業」の実施に際し、耐震診断を希望しない住宅等の所有者にも引き続き耐震化の必要性を啓発し、診断へ誘導していくこととします。

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

## 5 町内会等との連携策及び取り組み支援策について

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。飯綱町には、自主防災組織として消防団があり、町と連携した活動を継続的に行っています。また、町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の情報提供など必要な支援を行います。

## 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

## 7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

## 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表21）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：公報やホームページへの登載、各建設事務所等へ掲示。

(表21)

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	—

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、計画終了年次に見直すこととします。



別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

別表3 (既存木造住宅の耐震性を向上させると評価した耐震補強工法)

(長野県既存建築物耐震化評価委員会にて認めるもの)

No.	評価年月日	業者名	工法の名称	概要	外観
1	H17.5.26	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 TEL03-3521-3190 http://www.edogawamokuzai.co.jp/	GHハイブリット 制震工法	地震力をオイルダンパで吸収することで、建築物の変形量を減する工法	 GHハイブリット
2	H17.5.26	(株)鴻池組 大阪市中央区 TEL06-6244-3588 http://www.konoike.co.jp/	仕ロダンパー	地震力を仕ロダンパで吸収することで、建築物の変形量を減する工法	 仕ロダンパー
3	H17.5.26	グランデータ(株) 東京都立川市 TEL045-523-7800 http://www.grandata.co.jp/	外付GDブレース 工法	外付ブレースにより、木造住宅の壁量を補う補強工法	 外付GDブレース
4	H18.11.30	J建築システム(株) 札幌市南区 TEL011-573-7779 http://www.j-kenchiku.co.jp/	J-耐震開口 フレーム	開口部に、構造用集成材等で形成したBOX型や門型のフレームを設置することにより壁量を補う補強工法	 J-耐震開口フレーム
5	H18.11.30	(株)シーク研究所 神奈川県横浜市 TEL045-780-1155 http://i-shec.jp/	耐震ポール工法	建物を耐震ポールによって外部から補強し、建物の倒壊を防止する工法	 耐震ポール工法
6	H19.7.20	(株)サカ工 愛知県豊明市 東海EC(株) 愛知県名古屋市中 TEL0562-93-1161 http://powerguard.jp/	パワーガード	制震金具パワーガードを用いて、既存のフレームを補強する工法	 パワーガード
7	H19.7.20	大建工業株式会社 東京都中央区 TEL03-3249-4832 http://www.daiken.jp/index_no.html	ダイライト耐震壁	既存の床・天井を壊さずに、内壁に耐震パネルを取り付けて補強する工法。大壁仕様、真壁仕様及び入隅仕様がある。	 ダイライト耐震壁
8	H19.7.20	(株)JSP 東京都千代田区 中村物産(株) 宮城県仙台市 TEL022-308-5250 http://www.nakamura-jishin.com/	マゼランを用いた 耐震補強工法	軸組の仕口部に板ばねと発泡樹脂から構成されるマゼランを用いて補強する工法	 マゼランによる補強工法
9	H19.7.20	エイム(株) 埼玉県川口市 TEL048-224-8160 http://www.aimkk.com/	かべつよし モイスかべつよし	耐震ボードとして、「かべつよし」はミディアム・デンシティ・ファイバーボード、「モイスかべつよし」は繊維混入ケイ酸カルシウム板を、既存内壁に留め付け補強する工法。既存の床・天井を壊さずに施工可能	 かべつよし
10	H19.7.20	エイム(株) 埼玉県川口市 TEL048-224-8160 http://www.aimkk.com/	ひかりかべつよし	採光と通風を取ることができる繊維強化プラスチックの面材を、既存内壁に留め付けて耐震補強する工法	 かべつよし

No.	評価年月日	業者名	工法の名称	概要	イメージ
11	H18.3.10	住友林業ホームテック株式会社 東京都千代田区 TEL03-5217-5110 http://www.konoike.co.jp/	スミリンREP工法	油圧ダンパー式の制震装置を伝統構法用と木造軸工法用に改良・開発した制震ダンパーを採用する工法	
12	H29.5.26	株式会社 ウエハラ 埼玉県熊谷市 TEL048-523-3950 http://www.ueharasteel.co.jp/	ブーメラン工法	筋交い端部金物としての補強及びこれと併用することで柱脚と基礎の接合部の補強を行う（ガードブーメラン）、また、柱脚及び基礎の接合部の補強を行う工法	
13	H29.5.26	(株)ハウスビューティ 横浜市青葉区 TEL045-482-3446 https://www.house.jp.net/tile/	タイルde耐震ビューティ	外壁の一面または全面をタイル貼とし、このタイル貼りの一面または前面を耐震壁として施工することにより耐震性を向上させる工法	
14	H29.7.7	株式会社 ジェイビーエス 埼玉県さいたま市 TEL048-688-1680 https://www.taisinn.net/hokyo	がんこおやし (コンクリート基礎補強工法)	基礎の立上り部分の両面または片面に、炭素繊維シートをエポキシ系のマトリックス樹脂を接着し耐震性を向上させる工法	
15	H29.12.1	三栄商事株式会社 群馬県高崎市 TEL027-346-1100 https://www.sanei-shouji.co.jp/	タフベースRF33工法	既存の布基礎またはべた基礎の立上り部に対してB、RFランナーを介することで補強鉄筋ユニットを取付け、さらにアールエフ補強モルタルを塗り付けることにより、基礎を補強する工法	
16	H30.12.3	一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会 東京都杉並区 https://www.b-cep.org/	構造用合板と発泡プラスチック断熱材を用いた耐震改修工法	既存の床・天井を壊さずに、内壁に耐震パネルを取り付けて補強する工法	
17	H30.3.29	日本製鉄株式会社 東京都中央区 TEL03-3272-5112 https://www.np-nippan.co.jp/	外付鋼板耐震補強工法	角波耐震補強鋼板と称する鋼板を、2種類のビスを用いて、既存木造住宅の木すり下地オールタル塗り仕上げの外壁の上から留め付けることにより田申請を向上させる工法	
18	H31.1.10	B X カネシン株式会社 東京都葛飾区 TEL03-3696-6781 https://www.kaneshin.co.jp/	耐震LaZo工法	既存外壁の上から面材をビスで留め付ける耐震改修方法	
19	R2.11.27	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市中 TEL052-935-2351 https://www.yahagi.co.jp/	戸建て木造住宅用外付け耐震補強工法「ウッドビタプレース」	外壁の上から面材をビスでとめ付ける耐震改修方法	
20	R3.10.26	ケアンズ・イノベーション株式会社 東京都板橋区 TEL:03-3559-7339 https://keanzu-online.com/	外付耐力壁工法「e-パワーウォール」	木すり下地モルタル塗りの外壁の上から、柱と横架材及び土台で構成される軸組に対して、鋼材を組合わせたe-パワーウォールと称する補強金物を留め付けることにより、耐震性を向上させる工法	

令和3年10月31日現在

No.	評価番号	評価書の有効期限	評価技術名	申請者
1	No.1	令和8年3月31日	コボット・ステンブレースシステム	(株)国元商会
2	No.2	令和8年3月31日	GDブレース工法（梁・桁-基礎）	グランデータ(株)
3	No.3	令和8年3月31日	Lパワー工法（旧称：耐震スプリング工法）	(株)北栄建設

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法（評価番号が A から始まる工法）

※評価技術詳細は、長野県ホームページにて紹介中。